

# 綾瀬市総合都市交通計画改定（案） に対する意見募集（パブリックコメント手続）

## 1 意見を募集する趣旨

綾瀬市総合都市交通計画改定（案）を策定しましたので、市民の皆様からの御意見を募集します。

## 2 綾瀬市総合都市交通計画改定（案）の概要

### （1）計画の背景と位置づけ

本計画は、都市計画法第18条の2に「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定められる法定計画の「あやせ都市マスタープラン」の部門別計画であり、本市の都市の将来を見据えた総合的な交通体系の確立をめざし、望ましい都市交通を実現するための交通政策の基本的な方針を示すものです。

当初計画は昭和59年度に策定し、平成6年度及び22年度に改定され、各種交通施策の取り組みを進めるとともに、市を南北及び東西に縦横断する県道を軸に、市役所周辺の中心拠点や産業拠点等を配置し発展してきました。また、令和3年には綾瀬スマートインターチェンジが開通し、広域の連絡機能の拡充により、生活利便性の向上や地域経済の活性化など、今後の更なる発展も期待されています。

しかし、公共交通としては路線バスとコミュニティバスに依存している状況であるほか、既存の幹線道路では交通が集中し、主要な交差点における混雑や生活道路への侵入など、様々な課題もあります。

これらの交通特性や、綾瀬スマートインターチェンジ開通後の市民の交通に関する意識の変化、人口減少や少子高齢化をはじめとした社会情勢の変化等を踏まえたうえで、将来の街づくりを見据えた交通需要に対応し、誰もが暮らしやすく、より魅力ある街であり続けるよう、持続可能な交通環境の実現に向けて改定するものです。

### （2）計画の期間

令和8年度から令和27年度までの20年間とします。

### （3）本計画の特徴

将来交通像を「まちの活力と魅力を支え 豊かな暮らしを明日につなぐ あやせの交通」とし、主に次の交通体系を目指します。

ア 都市マスタープランに位置づける市役所周辺の「中心拠点」と、3つの「生活拠点（市内北部、中部、南部）」及び「交通結節点（市外の駅、綾瀬SIC）」をつなぐ。

イ 各拠点は、モビリティ・ハブ（様々な交通手段の接続・乗り換えが可能な拠

点) として位置づけ、それぞれの拠点間や、地域内の移動もしやすくする。  
ウ 都市マスターplanに位置づける広域軸の道路整備を促進し、広域移動をより快適にする。

### 3 綾瀬市総合都市交通計画改定（案）の閲覧場所

- (1) 市役所都市計画課（市役所 5 階）
- (2) 市役所行政資料コーナー（市役所 1 階）
- (3) 市役所情報公開コーナー（市役所 2 階）
- (4) 市ホームページ
- (5) 中央公民館、各地区センター（中村・綾南）
- (6) 寺尾いずみ会館、南部ふれあい会館
- (7) 保健福祉プラザ、綾北福祉社会館

### 4 意見募集期間

令和8年1月8日（木曜日）から令和8年2月10日（火曜日）まで

### 5 意見を提出できる方

- (1) 市内に住所を有する方
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する方
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する方
- (4) 市内に存する学校に在学する方
- (5) 本市に対して納税義務を有する方

### 6 意見の提出方法

次のいずれかの方法により、都市計画課まで御提出ください。

- (1) 直接提出 綾瀬市役所都市計画課窓口（市役所 5 階）
- (2) 郵送① 備え付けの返信用封筒で郵送  
郵送② 〒252-1192（住所不要）綾瀬市役所都市計画課 宛  
(2月10日消印まで有効)
- (3) ファックス 0467-70-5703 綾瀬市役所都市計画課 宛
- (4) 電子メール [wm.705625@city.ayase.kanagawa.jp](mailto:wm.705625@city.ayase.kanagawa.jp)

### 7 意見提出様式

意見提出様式は、閲覧場所に備え付けの様式を使用するか、又は市ホームページからダウンロードができます。

また、任意の用紙によって御意見を提出することもできます。なお、この場合にあっては、「氏名」、「住所」、「電話番号（メールアドレス）」、「意見提出者の区分（市内在住、在勤、在学、事務所等を有するもの、納税義務を有するもの）」、「政策等の

名称」、「意見」を御記入の上、御提出ください。

## 8 意見の取扱い及び公表について

- (1) 皆様からいただいた御意見は、内容ごとに整理を行い、その内容と御意見に対する市の考え方について、都市計画課、行政資料コーナー、情報公開コーナーでの閲覧及び市ホームページへの掲載により公表します。
- (2) 御意見に基づき修正を行ったときは、修正内容も公表します。
- (3) 意見を御提出された方の氏名、住所等は公表しません。
- (4) 個々の御意見に対して、直接個別の回答はいたしませんので、御了承ください。
- (5) 御提出いただいた用紙、原稿等は返却できませんので、御了承ください。